

「令和7年度設備設計一級建築士講習」修了判定の結果概要等について

当センターは、建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の22の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けた設備設計一級建築士講習の登録講習機関として、当該講習を実施しております。

このたび、令和7年9月～11月に実施した令和7年度設備設計一級建築士講習の修了判定結果が確定し、令和8年1月23日付で発表いたします。

【「設備設計一級建築士講習」の概要】

「設備設計一級建築士」は、一級建築士として5年以上設備設計の業務に従事した後、所定の講習を受講し、修了することが必要です。当該講習では、3日間の講義に出席したうえで、修了考査に合格することが修了要件となります。

当センターの実施した令和7年度講習は7箇所の講習地において、講義については9月10日～10月1日の間、修了考査については11月16日に実施いたしました。

なお、講習は、「設備関係規定に関する科目（法適合確認等）：『法適合確認』」及び「建築設備に関する科目（建築設備の設計技術等）：『設計製図』」の二つの科目で構成されますが、建築設備士の有資格者については、「建築設備に関する科目」の講義及び修了考査が免除されます。

また、「令和5年・令和6年度講習」においていずれか一つの科目のみが合格となった方は、「令和7年度講習」において該当科目の講義及び修了考査が免除されています。

■申込区分別の修了者数と修了率

	実受講者数	修了者数	修了率
申込区分I (全科目受講)	170人	56人	32.9%
申込区分II (法適合確認のみ受講)	32人	22人	68.8%
申込区分III (設計製図のみ受講)	8人	8人	100.0%
申込区分IV (建築設備士)	153人	98人	64.1%
申込区分V (全科目免除)	0人	0人	—
合計	363人	184人	50.7%

※本年度の修了結果を合わせると、これまでに累計7,093人が講習修了と判定されたことになります。

○令和8年度の修了考査の適用法令について

適用すべき法令については、令和8年4月1日現在において施行されているものとします。

○ 問合先：(公財)建築技術教育普及センター 設備設計一級建築士講習担当

TEL 050-3645-2812

【参考－1】科目別の合格者数と合格率

	実受講者数	合格者数	合格率
法適合確認	355人	187人	52.7%
設計製図	175人	104人	59.4%

【参考－2】「令和7年度設備設計一級建築士講習」講習地別の修了者数

(単位：人)

講習地	計	申込区分Ⅰ	申込区分Ⅱ	申込区分Ⅲ	申込区分Ⅳ	申込区分Ⅴ
札幌市	7	1	3	1	2	0
仙台市	2	2	0	0	0	0
東京都	106	33	10	5	58	0
名古屋市	13	4	2	0	7	0
大阪府	37	6	6	2	23	0
広島市	10	7	0	0	3	0
福岡市	9	3	1	0	5	0
合 計	184	56	22	8	98	0

【参考－3】設備設計一級建築士制度について

平成20年11月28日に施行された改正建築士法では、「設備設計一級建築士制度」が創設され、一定規模（階数3以上かつ床面積の合計5,000m²超）の建築物の設備設計については、「設備設計一級建築士」が自ら設計を行うか、若しくは「設備設計一級建築士」に建築士法に定める設備関係規定への適合性の確認を受けることが義務付けられました。

「設備設計一級建築士」は、一級建築士として5年以上設備設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了することとされております。

当センターは、国土交通大臣の登録を受けた設備設計一級建築士講習の「登録講習機関（登録第一号）」として当該講習を実施しているものです。

【参考－4】講習において使用した教材（テキスト）、修了考查問題等の公表について

1月23日の修了者等の発表に合わせて、講習において使用した教材等の公表を行います。なお、当センターの7支部において閲覧することができます。